

## 平成29年度第2回島根県消費生活審議会

平成30年2月9日

島根県市町村振興センター 大会議室2

### 1 開会

#### 城市

平成29年度第2回島根県消費生活審議会を開会します。私は島根県環境生活総務課の城市です。よろしくお願いいたします。

会議の成立について御報告します。本日の審議会は定員18人のうち現時点で御出席が12人、御欠席が6人です。島根県消費生活条例施行規則第20条第3項に定める定足数である半数に達しており本日の審議会は成立しています。

それでは、開会にあたり、犬丸環境生活部長から御挨拶申し上げます。

#### 犬丸

みなさんこんにちは。今日は足元の悪いなか、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

平素から、本県の消費者行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。本審議会は条例に基づき、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要な事項を調査、審議していただく位置づけですが、併せて平成24年に消費者教育推進法が施行され、その法律に基づく消費者教育推進地域協議会としての役割も担っていただいています。

この協議会では消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、情報の交換、調整などを行います。消費者教育は、昨今巧妙化する悪質商法などから身を守り、消費者問題解決能力の向上を図るとともに、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民社会を構築するうえで重要なものでございます。

誰もがどこに住んでいても生涯を通じて、さまざまな場で消費者教育を受けられる機会を提供し、推進していくことが求められています。成年年齢の引き下げといった動きもございまして、高齢者の消費者被害の深刻化もございまして、今後このような消費者教育をいかに進めていくかということが県にとっても重要な課題となります。

そのうえで、これまで消費者の自立のための活動に取り組んできたさまざまな消費者団体が有機的に連携することは大きな力となりますので、消費者団体のネットワーク化も大事な課題となっております。

本日はこれらの課題について現状等を説明させていただきますので、みなさまから忌憚のない御意見を賜りますようお願いしたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 城市

それでは、島根県消費生活条例施行規則により、会長に議長となつていただき今後の会議運営をお願いします。

## 会長

みなさまにはお集まりいただきありがとうございます。

## 2 議事

### (1) 消費者教育の推進について

#### 会長

それでは、早速議事次第に従い議事を進めてまいりたいと思います。

まず議題1、消費者教育の推進について、事務局から説明をお願いします。

#### 福頼

消費とくらしの安全室の福頼と申します。

私の方から、まず、消費者教育がどのような分野についてのものなのか、また法律上どのような仕組みになっていて、島根県でどのような事業を行っているのか簡単に御説明します。

資料1に沿って説明します。

まず「消費者教育」という言葉ですが、その定義は消費者教育推進法に記されています。「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」というのが法律上の定義です。この中には二つの要素があります。

まず一つは消費生活に関するという教育の内容の問題、何についてのものなのかというもの。もう一つが消費者の自立を支援するために、という目的です。

実は、この消費者の自立が大きな意味を持っています。消費者教育の制度的展開をたどるとその意味が明らかになります。

まず、昭和43年、私たち消費者行政の一番基本的な方向を定める「消費者保護基本法」が施行されました。その後、消費者教育について平成元年に学習指導要領に盛り込まれるなどの展開がありました。

この「消費者の自立」という言葉がクローズアップされたのが、平成16年です。それまでの消費者保護基本法において「保護」という言葉があったのが、平成16年に「保護」という言葉が取れて「消費者基本法」となりました。私たち消費者行政にとって消費者をどのようにとらえるのかということに、大きな転換がありました。「保護」から「自立」へ。消費者が保護される対象から、自立して生活を営む存在へと変わったと言われています。

現在もこの法律は生きていますが、この時に私たち消費者行政の役割は、消費者の権利の尊重、自立の支援、これが消費者行政の命題であると、基本理念として謳われました。特に消費者の自立を支援する時に重要なのが、消費者教育です。

そのため、平成24年に消費者庁の中の消費者教育推進会議において「消費者教育の推進のた

めの課題と方向」というものを出して、同年12月に消費者教育推進法が施行されました。この消費者教育推進法は、消費者庁と文部科学省のそれぞれが担当しています。

消費者教育がどのような分野を扱っているのかが、資料の「消費者教育の体系イメージマップ」に表されています。特に消費者教育がどのような分野にあるかというのが、重点領域というところにまとまっています。

大きく分けて四つの領域があるのですが、神奈川県作成のテキストに分かりやすく書いてあるものが、この消費者教育で扱うテーマというこのイラスト入りの資料です。

商品等の安全。例えば商品の使い方を誤り火事が起きた、感電した。そのようなことがあってはいけませんので商品等に欠陥がないようにする。また、消費者自身が正しい使い方を覚えるということが一つあります。

生活の管理と契約。クーリング・オフ制度がどのようになっているか、どのような契約であれば消費者は取り消すことができるかといったルールです。

情報とメディア。誰もがインターネットを利用するようになりました。そのなかにいろいろな情報があります。そのなかで誇大広告に踊らされず正しく判断していく。そのような知識も必要であるということです。

そして最後に、消費者教育推進法ができたことで、消費者教育の質が大きく変わったと言えるのが、消費者市民社会の構築です。「消費者市民社会」という言葉が初めて法律の中に入ったのが、平成24年の消費者教育推進法です。それがどういうものであるかということは、ここに消費者庁の分かりやすい説明があります。

「消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」。ポイントは二つです。一つは公正、もう一つは持続可能ということ。

まず分かりやすいのは「持続可能」ということで、例えば地球温暖化を少しでも防ぐため、消費者がエアコンの温度を意識して設定するとか、食品ロスをできるだけ少なくするために、牛乳であれば「すぐ飲むから古いものでもよい」と、新しいものでなく古い牛乳を選ぶ。そのように消費者一人ひとりが行動を変えることで、社会を持続可能なものにしていく。これが消費者市民社会の一つの要素です。

もう一つの、「公正」です。フェアトレードという言葉があります。例えば、私たちは安く大量のチョコレートを食べることができます。しかし、そのチョコレートがどのようにして生産されるのかをたどると、アフリカ等での児童労働、子どもたちに正当な対価が払われず、カカオの採取等をしている場合があります。それは公正ではありません。地球全体を考えたときに公正な社会であるように消費者が消費行動を自分で考え行動することが、この消費者市民社会という考え方です。

昨年の「すすく消費者」という私どもの印刷物に載せたものですが、「賢い消費者の三段階」というものをサンプルで付けました。まず、私たちが消費者教育で何を実現させたいのか。

最も大事なことは間違いなく、消費者被害を避ける支援です。悪質商法に騙されてはなりませんし、製品事故に遭ってのけがや病気等身体への被害も避けなければなりません。消費者被害を避けられる消費者をつくるのが、消費者教育の最初の目的ですが、消費者教育というのは次の二段

階があって、それが昔から言う賢い消費者を表していますが、それだけでは足りません。効率の良い買い物や生活をする消費者。無駄な買い物はしない、少しでも安いものを求めてスーパーを選び買い物をするなど、昔ながらの賢い消費者というイメージが第二段階です。

そして第三段階が、先ほど御説明した消費者市民社会、つまり自分の利益や自分の被害防止だけでなく、社会全体に消費者の行動が影響を及ぼすことを理解し、社会全体のために行動できる消費者をつくるのが、今回の消費者教育推進法成立により、大きな転換を迎えた一つの点だと思います。

その一つの象徴的なものとしてエシカル消費、エシカルコンシューマーという言葉がありますが、「倫理的な消費者」ということを消費者庁でも考え、先ごろ研究会を作り報告書もできたところですが、倫理という言葉は、人と人との間柄の問題であると和辻哲郎が言っていました。つまり消費者が一人でまたは自分たちの家庭だけで生きているのであれば、そこに倫理は発生しません。しかし地域社会、日本という国、国際社会、いろいろな人たちの関係の中で生きている、そこで全体を考えられる消費者、それを倫理的消費者ということで、消費者庁はそれを推進しようとしています。

その推進のための仕組みが、消費者教育推進法です。注目したいのは、地方公共団体です。島根県の役割は計画的に進めること、もう一つは地域協議会を作ってみんなで話し合っ消費教育を推進していく仕組みがあります。

その計画を作るうえで都道府県の計画に先立ち国が基本の方針を示しています。ポイントは誰もがどこに住んでいても、生涯を通じて様々な場で消費者教育を受けられる状況を国として作りたいと言っています。

島根県は島根県内のどこにいても、誰もが消費者教育を受けられる状況を作りたい。それは県や役場の力だけでは到底できるものではありません。いろいろな人がそれぞれの立場から消費者教育に関わり推進をしていくような体制づくりが重要です。これが法律の求めるところであり、消費者教育推進地域協議会というものです。

先ほどの計画と協議会についてですが、消費者教育推進計画を全国的にみると、香川県以外にはほぼできています。香川県も年末にパブリックコメントをしており、もう少しで全ての県で消費者教育推進計画ができる状況です。

島根県では、第四期島根県消費者基本計画が消費者教育推進計画を兼ねており、資料に消費者教育に関連する計画の本文を付けていますので御参照ください。

次に消費者教育推進地域協議会です。理由は不明ですが大阪と和歌山は空白となっています。それ以外の都道府県では全てに地域協議会が設置されています。島根県の地域協議会はこの場、消費生活審議会が地域協議会でもあります。

地域協議会の役割は構成員相互の情報の交換及び調整を行うことで、委員のみなさん、そして私たち事務局みんな、島根県の消費者教育をどう進めるのか知恵を出し合い、自分たちの活動の場に持ち帰り、活動していくことが消費者教育推進地域協議会に求められています。

そのうえで、のちほど島根県でこのような事業をしているのだということを御説明します。今日お配りしたイメージマップの裏に図があります。この図を見ると島根県の施策がわかりやすいと思いま

すが、真ん中に私たち環境生活総務課、県があります。右側に高校生、中学生、小学生といった、学校の消費者教育の対象者。左側には教員の方々、教育委員会。各研究会というのは小中、高等学校の家庭科、社会科の先生方の任意団体としての集まりです。

私たちの方から高校生、小学生に向けては「くらしのアドバイス」という冊子、また「子どもたちも小さな消費者」は、小学生が保護者と一緒に見ることを想定しています。そういった資料を発行していますが、中学生が空白地帯でした。成年年齢引き下げの動きもあり、早い段階での若者の消費者教育が大きな役割を果たします。平成 30 年度、来年度には中学生向け啓発誌も作成予定です。

先生方には各学校での実践研究委託、研究授業など委託事業として実施し、その結果を「すすく消費者」という媒体で県内の各先生方に還元します。また消費者教育推進連絡会議を作り、教育委員会、研究会、私たち消費者行政が共に効率的に学校の消費者教育を進めようとしています。

昨年からは消費者教育担当教員研修が始まりました。来週水曜日、出雲市で研修を行います。消費者庁の消費者教育推進室の方が興味を持たれ視察にいらっしゃるといってお話もあります。

この場合は消費者教育推進のため、みなさん一緒になって考え意見を出し合い、それぞれにがんばっていく、そういうことが求められています。

御提案があります。年に2回や数回の会議の場のみ意見交換では、この消費者教育を推進するうえで情報交換が不足していると感じています。お互いに電子メールアドレスを交換し合い、日常的に色々な消費者教育に関する情報交換手段を作るとよいのではないかと考えています。後ほど御意見をいただきたいです。

消費者教育関係者、この協議の場に参加していない方たちとの連携を今後どうしていくのかも考えていきたいです。

もう一つの大きな動きとしては、先ほど都道府県の計画の上には国の基本方針があるとお話しました。国の基本方針ができてから5年が経ち、国が見直しをしています。それを消費者教育推進会議という国の会議で実施していますが、その結果が次の島根県消費者基本計画をどのようにしていくかということに大きな影響を与えていると思っています。

この消費者教育推進会議に、本消費生活審議会の片山委員が委員として参加しておられます。国で今後、国全体の消費者教育をどのようにするかという最先端の議論に片山委員が参加しておられるとうことで、この後片山委員に国の議論の流れを御紹介いただきます。

## 会長

消費者教育の推進について、片山委員が国の消費者教育推進会議の委員を務めていらっしゃいます。片山委員から国の動向などについて御説明をお願いします。

## 片山

はじめに、なぜ私が委員を務めているのか。昨年の今頃、文部科学省の仕事をしている関係もあり、文部科学省から学校に電話がありました。「消費者教育推進会議に推薦したいので誕生日を教えてください」とのことでした。文部科学省からの電話が全くなかったわけではなかったので深く疑

いませんでした。生年月日だけだったのでよいだろうと思いお教えしたのです。3月の初めごろでした。それから何の連絡もありませんでした。私はその間、この審議会にも参加しながら、次第に「騙されたのではないか」と思いはじめました。

個人からの電話でもなく、職場への電話であるし、私の誕生日を知って何を、とを巡らせていたところ、7月初めに今度は突然、消費者庁から電話がありました。

そうした経緯で委員になったのですが、全国の社会科教育研究会の副会長や県の会長をやっていたことと、女性の割合も必要だった等という事情もあつてと思いますが、お話を受けました。ほぼ毎月ある忙しい会議でした。8月30日が初めての会議でした。

当然、東京へ行きます。会議の時間以外は、航空券も指定され、たいてい日帰り朝一番の飛行機で行き最終便で帰ります。会議の時間だけ消費者庁にいるという生活をしています。

審議員は全国の20名からなっています。教員関係者は2名、その他に企業の方や医師の方、大学の先生、弁護士、消費者NPO法人の方、あるいは全国PTA連合会長など多岐にわたる方が御参加の会です。会そのものも目の前に大臣がいらっしゃる場で発言をするのももちろん全て録音されています。責任ある場だと思いました。

私に分かる分野、分からない分野とありますが、多くの団体の方々が様々な立場から消費者をどう育てるか、どう守るかを真剣に協議されていて、私も教育の現場として責任があると思っています。

今回は消費生活審議会ですので、消費者教育だけに関わることではないかもしれませんが、現在の審議会の方向性とねらいをお話いたします。

今期は、第三期の推進会議です。平成24年12月の法律施行以後、基本方針が閣議決定されたのち27年3月に取りまとめが出ました。消費者庁作成の厚い冊子です。これは第二期取りまとめで、全ての見直しをして現在第三期のものを作成しています。今日お話したことが次の審議会では違ってくるかもしれません。

第二期の取りまとめを受けて論点整理がされ、これを基本に協議しています。スケジュールとして平成34年度、基本方針の見直しを出します。もう少し時間がかかるのではと思っています。この委員はあて職ではなく個人指名ですので最後まで務めなければなりません。

平成30年2月の基本方針の改定案決定が2月28日にあります。現時点で最も新しいものがホームページに掲載されています。

当面の課題は、まず第二期の取りまとめの議論をすること。次に緊急の課題として見直しと並行しての若年者への消費者教育の充実を図る提言を出すことです。公職選挙法の改定により間もなく成人年齢が引き下げられるであろうと思います。今まで未成年者であった人たちが成人となります。その人たちへの教育をどのようにするのかを協議するため、現在の消費者教育推進会議の若年層の分科会を別に立ち上げて並行して行っています。

その他情報教育についても立ち上げる予定のようですが、今のところ立ち上がっていません。

若年者の消費者教育分科会が10月から併行して行われており、3回ありました。こちらの分科会の委員も務めています。

重点課題は、若年層の消費者教育、その背景として成人年齢の引き下げだけでなく、学習指導

要領と呼ばれる、学校の学習内容を規定している法的根拠のあるものの来年度からの移行措置、そして間もなく完全実施。10年ごとに変わります。それから大学入試制度の変更等もあり、ターゲットをどこに絞るかが議論となっています。若年層の消費者教育を充実させるための、教職員の指導力をどう上げるのか、そして他の連携機関とのコーディネートをどのようにするか考えています。

その他、ライフステージについてです。各立場で関わる部分は違います。ライフステージの見直しが必要だという意見が多く出ています。母体だけでなく胎児に対する安全や安心を含めて、環境の問題。成年期の女性の問題でもあり、胎児そのものの消費者問題でもあります。より早い段階から高齢者についても年金や定年制など、きめ細やかな見直しを図っています。

特性の配慮も重要です。年齢、性別、障がいの有無、特に障がいの有無についてはあまり議論されてきませんでした。障がい者にとってよりよい社会にとずいぶん配慮されてきてはいますが、お金の問題などになれば被害者となるケースがかなり多くなっています。高齢者における認知症の問題などもあり、若年者だけではない様々な特性に配慮したものを審議しています。

消費者教育の推進に関する基本的な方針、12月25日15時現在で次回2月28日に最終検討予定です。

組み立ては、消費者教育の推進の意義、なぜしなければならないのかということ、消費者を取り巻く現状の変化ということで、5つがテーマです。

消費者市民の構築に関することが最後に付け加えられています。社会経済情勢では、私も読んで驚いたのですが、非常に格差があり、4千万円以上の貯蓄を持つ非常に豊かと思われる高齢者世帯が2割近くある一方、貯蓄が全くない世帯が15%ほどあるのです。この両極端の部分のどのように考えるのか。多額の貯蓄があるところに色々な問題が起きているというのは御存知だと思います。インターネットについても、6割近く持っていて、最近ではパソコンではなくスマートフォンからの詐欺も多いということ。まさに先日出てきましたが、仮想通貨問題等も起きています。

基本的な方針として今後何をしなければならないのか。消費者教育をライフステージに合わせたものに作っていく横軸の問題として、育む力として、四つの分類をしました。クーリング・オフや契約、メディアに関する部分は今までも言われていたことです。

それだけでなく消費者市民社会の構築に関すること、持続可能な社会の形成、東日本大震災の影響も強いかなと思われませんが、これらを各段階でどのような力をつけるかが重要です。ライフステージについてもまた同様に考えます。

若年層については、当面の課題として議論のターゲットとなっていますが、誰にターゲットをあてるかということ。島根県の現状では高齢者に関わる問題が大きくなりますが、全国的には中高生に関する問題も多いとらえています。当初の消費者庁の提案は、社会へ出る直近の高校生をターゲットにした消費者教育の推進をイメージするものでした。高校生が社会へ出た時、様々な問題に巻き込まれないようにということがあると思います。そのための現職の教員の養成についても、高校の教員を対象にするのが当初の議論でした。

しかし、現在の中学生在が高校生になった頃に成人年齢が引き下げになるであろうということ、そして高等学校は全ての学校で同じような質の学習をすることが難しく、一年生で行うことが多いことか

ら、中学校段階からの指導が必要ではないか、中学教員の育成を視野に入れる必要があるといった検討をしています。

神奈川県では先進的に消費者教育の研修を夏季休暇に講座制で作られており、法定研修に使えることとなっています。このような仕組みが本県だけでなく色々なところで開催されれば有意義であろうと審議はしていますが、全国的な動きを見るとそこまではいかないのが現状です。

2月14日に島根県消費者教育講座があり、私にも消費者庁からメールが来て、2名飛び込みで参加するなどというお話がありました。参加者が集まりにくいのも現状で、アピールの仕方を考えねばなりません。また、教員だけでよいのかという問題もあります。

信州大学の先生が教員に、どの点で子どもたち、若年層の消費者教育で困っているのかというアンケートを取られました。特別支援学校の先生方が書かれた感想です。障がい種にもよりますが、ライフスキルが身につけていないまま社会に出ていくことがあります。知的障がいがある場合、自分の収入確保は難しく、友人同士のお金の貸し借りのトラブルがある。特別支援学校だからこそ、子どもたちの発達段階にこのような教育が重要である。中学校までの9年間でどれだけのことができるのか分かりませんが、教え子たちが高校生活でお金に関するトラブルに巻き込まれないようにしなければならない。

通信高校等では特にお金に関わることが日常的に多いと思いますが、やり方次第ではいくらでもできるのではないかと思います。

私立高校では貧富の差が拡大しつつあるなか、難しさがあるといった感想が述べられていました。

現場の声をもとにして若年層に対する研修、授業並びにそれを支える現場教員の指導をどのように体系的に組むかということは今後検討して、今年9月あたりから教材の作成に移るのではないかと思います。

消費者教育関連では二つの議論がありました。一方でNPO法人や消費者センター等相談員の方のおっしゃる被害に遭わないスキルを磨くといういろいろな方法、お金の使い方を考えるという意見。それではもぐらたたきになり、契約という概念やより根本的なことをどのように教えていくか、学生には伝えなければならないのではないかと二通りの意見がありました。両面からの教材を作成していく方向で進んでいます。

## 会長

事務局の福頼さんと片山委員からの御報告でした。御質問、消費者教育の課題や期待などに関して御意見等ございましたらどうぞお願いします。

## 委員

お話いただいた問題意識は基本的には弁護士会もほぼ同様の意識を持ち取り組んでいます。

弁護士会では法教育の分野やいろいろな新しい取り組みを行っているところで、大きな分野が主権者教育、もう一つの大きな分野が消費者教育ということになります。単に法教育といってもその二つの分野について弁護士会の関心も高まってきています。消費者教育では教育分野の方がい

らっしゃいますが、弁護士会の側で力になれる部分はおそらく多くあるかと思えます。

片山委員のお話でもぐらたたきのように対処をするだけではなく、契約の概念やより根本的な理解が必要だという視点もありますという話がありましたが、弁護士会としても大事な側面だと考えています。

そうした場面で弁護士会が何らかの形で御協力させていただくことが、地域の司法を担う者として弁護士会として果たすべき役割だと考えています。

福頼さんの資料にもありましたが、関連消費者団体との連携といったところで、島根県弁護士会の者に何らかの講演依頼をして、中高生に根本的、基礎的な理解をきちんと学ばせるなど、そうした取り組みにおいては弁護士がしなければならない部分かと思っています。いろいろな形で弁護士も関わることが問題意識としてあります。直接、教育の分野に出ていくことも法教育の分野で行ってもいます。契約とは何か、今の法制度はどうなっているのか、法制度が変わればどのようなことが予想されるのかなどであると思います。何らかの依頼等あれば問題意識としては共通していると思うのでお声掛けください。適切なニーズに応えるためには私に御連絡いただいてもかまいません。うまく連携できればと考えています。

## 会長

その他いかがですか。

## 委員

先日パソコンでの講習を受けました。大田や松江でありました。私は宍道町の者ですが、あのような講習会があるといったことが、公民館へ聞いても「そのような情報はありません」とおっしゃるので。どのように各町民にそれが伝わっているのか、私はとても心配しています。

私は訪問買取についてテレビの取材も受けました。その際も、近所の方が「買い取り業者から電話があった」とおっしゃっているのです。それは危ない、注意した方がよいのではないかなどという情報を、以前は消問研として勉強会を行っていましたがそれがなくなり、婦人会もなくなっています。婦人会の時は無理にでも講演会へ連れて行かれたり、勉強会があったり、現状を勉強する機会がありました。

宍道町では、公民館へこのような講座をされたらどうかと言うと「あなたがすればよい」と言われて、講師の方に来ていただき、小さな「歩みの会」という19名の会の主催で出前講座をしましたがなかなか広がりがなく、1年間を振り返ると本当に町民にそういう勉強をする機会があったのかなと思います。

宍道町の場合は、告知放送という無料で聞ける放送があります。その際に、「今、宍道町へ電話がある」と、何気なく皆で気をつけようといった、宍道町の何かのグループがそのような放送を流すといったことで、みんなに関心を持ってもらえると思うのです。

資料には色々なことが書いてありますが一人ひとりにどう伝わっているのか、私の後を引き継いでくださる方もないのでとても心配です。引っかかってしまう人はやはりあるようです。

## 会長

今のお話は次の議題とも関連すると思います。地域における消費者教育推進をどのようにしていくかという問題です。

## 委員

行政の支所へ聞くと、自分たちの考えることではないとおっしゃるのです。公民館の運営協議会にも講習会等をしてくださるグループもありません。市町村合併して遠い存在になったと思います。

## 会長

消問研がなくなったのは合併したからということなのですか。

## 委員

いいえ。私が21年していて、引き継いでくださる方が亡くなりました。

## 会長

そうでしたか。

## 福頼

今の御指摘は消費者教育担当者として一番難しいところです。島根県内ではどこに住んでいても教育を受けられる体制を作りたいというお話をしましたが、実際には御指摘のように、情報が全住民にまで届いているといった状況からは程遠いです。

島根県庁からの直接的な広報だけで全住民に伝えることは難しいです。だとすれば県だけでなく、いろいろな各地域で活動をしていらっしゃる消費者団体、公民館や役場の方も含め、協力することで情報が回るような仕組みを作らねばならないと思っています。

県の実施する講座情報等だけではなく、消費者教育の提供も県だけでできることではありません。消費者教育をできる人たちが、それぞれの地域の消費者団体の方、専門的な資格のある方、また役場で相談業務に携わる方などで、消費者教育がそれぞれの地域でできるところまで持っていくことが目標であり、どのようにアプローチをしていくか現実的な面から検討を深めたいと思います。

## 会長

その他にいかがでしょうか。

## 委員

高等学校では学校での消費者教育として、出前講座等をしていただき感謝しています。

消費者教育は、全ての教科でやっていく視点で消費者問題を取り上げなければなりません。私

は商業高校におり専門は商業ですので、我が校は授業でほぼ金銭に関係することをしていますので、そういう機会が多いのですが、他の学校では家庭科にお任せしているといった傾向があります。ただ平成28年から教員の研修がされています。家庭科の先生や商業の教員だけでなくいろいろな教科の幅広い教員への講座をしていただくとよいかと思えます。

何をもって消費者教育とするのか、非常に難しいです。食品ロス、エコバッグ、振り込め詐欺もあります。幅が広く焦点が絞りにくい面があります。講座は教員が学校現場で生徒に指導するスキルを身につけるためにも意義があると思えます。

学校も担当教諭を明確にし、誰が担当しているのか、名前を学校から挙げるなどしていけば、全体で取り組むという意識になります。全員であたらなければと思えます。

## 会長

ありがとうございました。

その他、御意見、御質問がございましたら。

## 委員

高校でのお話をお聞きし、出雲商業の「出商デパート」という活動は消費者教育として素晴らしいと思っています。関心を持ってうかがっています。

そうした高校がある一方で、他県に勤めていた際のお話をします。

家計簿の授業をしました。貯蓄広報委員会の家計簿をダウンロードさせるなどしたのですが、実は学生が割合の計算ができませんでした。「これでは将来騙される」と思いました。最初は高校の数学でつまづいたのではと思いましたが、学生たちを調べてみますと小学6年生と中学1年生でつまづいていました。

短大で復習させるのは非常に辛いことでした。数学の復習をしたということが当時のその県での取り組みでしたが、繰り返さなければならないと痛感しています。中学や高校で習ったことだと話を何度もするのですが、中学、高校で受けた教育のよさにも気づかず、教育を受けたことと、本人に定着して持続できることとは別なのだと短大の教員として感じる場合があります。

県とかで消費者教育の教材を作られると思いますが、地域、家庭、学校でも、同じことを何度聞いてもよいと思うのです。何度も言われる大事なことなのだと。そういう初歩的、基本的な教材でも短大生に十分復習になるという現実なので、忘れていることを思い出すという形で定着させること。大学などでは週一度の授業のほかに集中講義が夏休みや冬休みにあります。本人はすぐに忘れて教育効果が薄いというお話を教育学部の先生から伺いました。期間をあけて何度も行うように仕組みの面で、消費者教育を今後御検討いただけると嬉しいです。

## 会長

小学6年生、中学1年生でつまづきがあったというのは、割合についてですか。

## 委員

割合だけではありません。数学検定の処理技能の問題等をさせたのですが、基本的な数学的論理思考、数えること、図形、時速の計算等、全てがつながっています。

はじめは短大で、高校の数学の授業をしようかと思いました。しかしそれではだめだということが分かりました。数学検定の問題集から始め、数学のできる学生とできない学生と一緒に教えなければならぬので「どれだけ伸びたかで評価をする」ということで、できる学生が怠っていたら点は付けない、できない生徒は伸びたら点を付けるとしたこともありました。

他県の子でショックだったのは「先生、割増料金というのは安くなることですね」と言われたことです。タクシーに乗り「割増料金」と書いてあり、それが安くなると思っていたり、「買い物で20%オフとあれば、おおよその計算をしているか」と聞けば、「なんとなく安くなるのでよいと思いました」という答えもあったりしました。

勤めていたのは私立の学校でしたので、裕福な家庭の学生が多く、気にせずにごまかしていたのだと思います。ちょうどクレジットカードの学生カードがはやった時代であったこと、彼女たちの場合、年会費のほうが高いのです。しかし自分が得をしたと思っているなど、私自身も金銭教育に向かい合わざるを得なかった時があり、つまずきは早いうちから工夫をして困ることのないようにというようにしなければと実感しています。

商業高校の生徒から就職が決まります。以前勤めていた団体では、商業高校の生徒の成績と短大の成績とを持ってきてくださいというところがありました。教育内容が生きていくうえで社会人としてよいものが、商業科には多く詰まっているということからも、どの普通科でも考えていかないとけないと思います。

## 会長

その他いかがでしょうか。

## 委員

中学校の場合は教科担任という形になっています。消費者教育は位置づけとしてどのあたりにあるのでしょうか。学校現場では、特に小学校では全教科担当の担任ですが、中学校、高等学校となると教科担任へと変わります。

この分野はこの先生というのがあって、他の先生の領域に入らないという住み分けができてしまいます。消費者教育に関しては全人格的な教育に近いので、経済だけではなくいろいろなことに関わってきます。

学校現場において担当制を置くのがよいのではないかという点と、受験科目にないため本気になって取り組まない点。教育制度の問題にも関わりますが、これは地域社会が取り組むテーマだという気がしています。私は特にそのような制度がよいという提案を持ってはいませんが、学校における教育は重要です。消費者問題はどこかで全校的に取り組む必要があると感じています。

## 会長

その他いかがでしょうか。

## 委員

私は生協に関わっています。生協というのは生活者が共同して、暮らしをよりよくしていくという理念のもとで行われています。消費者市民社会を形成するというお話がかなりありましたが、これは生協のミッションだと思いお聞きしていました。

学校教育と地域社会の両方で取り組むことだと思います。学校教育では一生懸命検討されていますが、大人の消費者教育の場は少ないです。我々生協で生産者や消費者問題全般を研修し、交流する学習の場を持っているのですが、その場に来た人だけのものになってしまい先が広がらないのです。

連携が大事です。公民館や行政も確かにありますが、その中にいる個人の考え方も案外反映されて、取り込まれたり、そうでなかったりということも感じています。目的は同じ、よりよい社会をつくらうということですので、言葉だけに終わらずどう連携すれば全体がよくなるのかを考えていかないといけないと思います。

## 会長

その他いかがでしょう。

## 委員

先ほどの学校教育のお話について、話し合っているところなのですが、私もどちらかといえば学校教育全体でやるべきだと思います。

しかし国の方針としては中核教科を決めて、そこを担当にして切り口として行う。中学校社会科、技術家庭科、小学校の家庭科を中核として考えているというような感じです。そのうえで社会科と技術家庭科ではアプローチの仕方を変えていく。

主権者教育や道徳教育、キャリア教育、人権教育、いわゆる学校教育全体を規定しているところへのアプローチを全教職員でしていく必要があります、教員の法定研修の中に消費者教育と言わなくても生き方に関わる問題ですから、理念は10年目経過研修や初任研修などできちんとする必要があるのではないか、一方では中核を決めなければやったかやらなかったか分からなくなるため、中学校社会科や技術家庭科、高等学校では商業科等になるのではないかとわれています。今そのような状況です。

## 会長

他にはいかがですか。

## 委員

質問です。消費者リーダー育成講座が全 4 回行われているそうでインターネットで調べてみました。講座は島根大学で行われているようです。

#### 石井

委託です。

#### 委員

講座の呼び掛けの対象はどちらにしていращやるのかということと、そして資料を読んでいたから修了証が交付されるようなのですが、その後、その方々が研修内容を活かす場はできているのかをお聞かせください。

#### 土屋

市町村や消費者団体、関係団体に御案内しています。インターネットや報道関係にも協力を要請しています。受講者については修了後、出前講座の講師として活躍される方もありますし、各地域で周りの方に対し知識を普及するといった活動もしていただいています。

#### 委員

それぞれの地域に住んでいращやるので各地域の自治体、市町村といったところとつながっている状況なのですか。このような人がこういった講座を受けました、など。つながりはできていませんか。

#### 土屋

受講し修了された方の情報を市町村に提供する段階までは行っていません。

#### 委員

私はこの講座をインターネットで毎回受けています。出前講座のお手伝いをするほどのことはできません。誰かが知っていれば何かになるだろうと思って受けています。

数年前に私が受講している間、宍道町の人たちは他に一人もいませんでした。公民館でこういった情報が来ていませんかと聞いても「知らない」と言われました。公民館で努力して探し受け取りに行かなければ、情報も伝わらないと思います。

#### 会長

私もこの講座の講師をしています。大体島根県内の 2 か所で行っています。

#### 委員

そのインターネットを見た時も、各自治体がリーダーと連携、協力することが重要だと書いてありま

したので、その点がさらにできればよいと思いました。

## 会長

その他いかがでしょうか。

## 委員

私の体験をお話します。

この会に参加し勉強したつもりなのですが、昨年9月私のもとに一通のはがきが届きました。見ると「法的に違法云々」と書かれてあり、私は「これは詐欺だ。騙されてなるか」という思いに駆り立てられました。しかし、せっかく勉強をしたので消費者センターにすぐ電話し、このようなはがきが来たと伝えました。すると「それは詐欺です、電話をはいけません。はがきを警察まで持って行ってください」と言われました。

知っていたつもりでも反論しようという意識にかられて電話するところでした。しなくてよかったと思っています。

先日はスマートフォンに「御利用をいただきありがとうございます。動画代金の支払いがありませんので法的措置を取ります。」とメールが届きました。私は動画を見ることもできないのに。何これと思いました。その時もその会社に電話して聞いてみようと思ったけど、ちょっと待てとやめたことなどが、この会で勉強した結果だという感想です。

気を付けていても気持ちが揺らぐというのは皆同じだと思います。私も話を会へ持って帰り、出前講座や一人でも多くの方に消費者問題について勉強していただけたらと思います。

## 会長

いろいろ意見が出てきましたが、特に方向性をまとめるといったことは必要ないと思います。今日の意見を今後の施策に反映していただくということで、次の議題に移ります。

議題の2つ目は、消費者団体等のネットワーク化についてです。事務局からお願いします。

## (2) 消費者団体等のネットワーク化について

### 福頼

資料2の2ページを御覧ください。そこに日本地図があります。島根県は白色ですが、その他多くの県では、なにがしかの色がついています。これが意味しているのは都道府県単位で消費者団体が集まり、ネットワーク組織があるところに色がついています。特に色の黒くなっているところは適格消費者団体という消費者契約法で定めのある法人、団体ですが、法律的にかなり強力な活動ができるようになっています。それが黒色のところ。色の薄いところは適格消費者団体ではないが都道府県単位のネットワークのあるところ。島根県は白色。全国の多くで都道府県単位のネットワークはあるが、島根県は全国の7つの空白県のうち1つにあたるということです。

資料の1ページに戻りますが、なぜ島根県が消費者団体のネットワーク化に取り組んでいるのか

御説明をします。

もともと島根県内19市町村のうち17か所に、消費者問題研究会、消費者問題研究協議会、いわゆる消問研という市町村単位の消費者団体があります。その消費者団体の方から、以前より県に各団体のネットワーク、全県的なネットワークを作ったほうがよいのではとお話があったところです。それを受けて平成25年3月、島根大学朝田良作先生に当時消問研の状況調査をしていただくなどしました。平成28年3月には消費者団体のネットワーク化の推進を正式に県の方針として消費者基本計画に掲げました。

平成29年度はネットワーク化調査検討事業を行い、今年度は具体的にネットワーク化を進めるための、調査、検討の年と位置づけています。株式会社山陰経済経営研究所に委託し、県も一緒に県内を調査しました。

10月から12月に、消問研その他の消費者団体、大学、弁護士会、司法書士会、また県外の団体などのヒアリング調査を実施しました。

それを踏まえ先週2月1日に消費者団体交流会として各団体ヒアリングを行った先の団体の方々をお招きして、元消費者庁長官の阿南久さんの基調講演等をもとにしながら、ネットワーク化に弾みをつけるイベントを行いました。議論は非常に盛り上がり勢いのあるよい会でした。

以下ヒアリングの概要について、説明したいと思います。山陰経済経営研究所でヒアリングの結果を簡単に中間報告としてまとめていただいています。

消問研は昭和の終わりから平成の初めにかけて成立した経緯があります。平成の市町村合併が大きな影響を与えており、現在19市町村のうち西ノ島町と知夫村を除く17市町で消問研が活動しています。

組織構成は、婦人会、老人クラブと多くの団体に関わっています。事務局も17市町村のうち15市町は役場が担当しています。その他の2つについては事務局を自立的にされています。

そもそも消費者団体がどういう活動を行うのか。消費者団体といってもそれぞれの得意分野や活動があります。県内の消問研がどういった活動をしているのか、17の全てで取り込まれているのが、特殊詐欺、悪質商法被害防止といった、消費者の被害未然防止、拡大防止をするための活動です。

それ以外、大きな消費者問題である環境問題、食の問題等は全ての団体で行われているわけではありません。やっているところとやっていないところがあります。市町村の消問研によって特徴的な事業者との交流、意見交換等の活動をしておられるところはあるようです。

消問研の活動資金は自前のお金は難しいところです。多くは役場が事務局を持っているということもあり、市町村役場または島根県からの補助金や委託金を財源として活動されています。

連携状況は、連携している、していない、半々のように見えます。少なくとも委託事業とか市町村の役場が事務局をしているという意味では連携しているところが多くあります。

そのような意味ではなく、他の地域の消問研、他の消費者団体との組織的な交流、共に活動する連携がどれだけあるのかというと、ヒアリングからはあまり行われていないということがありました。その一方で、やはり連携をしなければどうしても活動がマンネリ化していくことがあり、連携は必要だ

という意見がかなり多くあり、ネットワーク化をすることで個々の組織の労力や金銭面での負担が増えることがあるとするならば、そこまでの負担は難しいだろうといった意見もありました。

今の消問研の抱える問題は、多くの消問研での人材の高齢化です。特に昔消費者団体活動が盛んであった昭和の終わりから平成初めにかけて、当時消費者活動をしていらっしゃった方が今も消費者団体、消問研の幹部で、新しい方がなかなか入って来ず後継者不足にあります。人材に関する問題点があります。

県内の消問研を今後どうリンクづけるのか、他県のネットワーク組織の事例をいくつかヒアリングしてきました。

その中で、例えば石川県では、昭和30年代、40年代に国民運動としてあった新生活運動が今も続き、盛んなようです。また山口県では、島根県の消問研に近いようなところもありますが、県内の各地域の消費者団体のネットワークとしての連絡協議会があります。以前は山口県庁の中に事務局があったのですが、自立をしようということで、来年度以降は消費者教育団体が事務局を担うそうです。長野県では、県が主催した消費者セミナー卒業生のOB会といった形で全県のネットワーク連絡会があると聞いています。

先ほど適格消費者団体の話をしましたが、消費者だけの集まりではなく、専門家が混じっている団体、弁護士や大学の先生が混じった団体として、それぞれ石川、山口、長野に例があります。特に注目したいのが石川県です。

適格消費者団体というと、事業者への申し入れ、改善の申し入れ、裁判で訴訟を担当するといったことが主ですが、昨年適格消費者団体になった「消費者支援ネットワークいしかわ」は単に消費者保護の活動だけではなく同じように重きを置きたいと活動をしているのが消費者教育です。消費者教育をどのように県内に広げるのかが課題だという話をしました。石川県の団体は消費者教育にも県の委託事業などもかなり受けて、よい教材を作るなど活発な活動が見受けられました。

ネットワーク化について多くの団体が連携の必要性を感じています。具体的にどのような連携にしていくのが来年度の重要な課題であると思います。他県の例から地域の消費者問題解決力の向上を図るうえでは専門家も含めたネットワーク組織が有効であると言えます。

最終的には今年の3月下旬に報告書を山陰経済経営研究所へまとめていただきます。平成30年度には具体的なネットワーク化について準備組織の立ち上げを含め、積極的に活動をしたいと思います。ネットワークを作る際、重要なことが、誰が事務局の労力を担うのか、財源はどうするのか、作るのはいいがすぐになくなってしまおうといったことになってもなりませんので、永続的な組織にするため、それらの課題をどのように解決していくかキートンとなるいくつかの団体と議論をして進めていきたいと思っております。

## 会長

今の報告について、御意見、御質問はありますか。

## 委員

「長野県消費者の会連絡会」は消費者セミナーの卒業生で構成されているということですが、これは自発的に立ち上がった組織なのですか。それとも行政担当課から提案されたものなのですか。

## 福頼

ヒアリング時にそのあたりがどうであったか、とっさには思い浮かびません。ただ、ここまで組織化しているということは少なくとも何らかの行政の協力があつたとは想像できます。

## 委員

はい。もう一点です。石川県の生活学校というのは島根県にはなじみがありませんが、戦前の生活から戦後の生活に、民主主義的な方向へと変えていくという生活改善運動がありました。

こうしたことは島根県にもありましたが、このようなイメージとして受け止めてよろしいですか。

## 福頼

私も生活学校が島根県内で活動されているのか十分な情報がありません。かつては浜田、益田などで活動があつたとは聞いております。

少なくとも、生活学校運動の始まりについては、戦後の混乱を踏まえて、今後の国民生活をよりよく豊かに合理的にしていくという国民運動が昭和 30 年代に始まりました。それを受けて作られた財団法人が現在も、「公益財団法人明日の日本をつくる協会」というところがあり、現在もお生活学校の全国各地での活動を束ねていると承知しています。

## 会長

その他、いかがでしょうか。

## 委員

私は消問研に長く関わりました。宍道は松江市の消費者問題研究会の一員で、消費の全部に関わるようになってきます。ごみの分別、あるいは松江市がまだ運動を始める前に宍道町は始めて、牛乳パックをどこで引き取ってもらえるかが分からず製乳業者に引き取っていただけないかなどと言いながら進めてきました。

私は、その時の町民はとても考えるチャンスが与えられていたと思っています。今も消問研は松江市にあります。それを充実させたり徹底させたりするなどといったことでしょうか。私が経験した頃の消問研は活動すると補助金がつきました。公民館との活動では、公民館にはお金がないが、人集めをしてくれます。宍道町全体から人を集めてくれます。お金は松江市の消問研のお金を使わせていただくなどのありがたい思いをしてくれました。

今の若い人たちがそちらへ目を向けてくれないので続かなくなります。合併が悪いほうの一つの転機となります。

## 会長

その他いかがでしょうか。

## 会長

2月1日の交流会に私も参加しました。消問研の活動には地域差があるようです。

私の聞いたところでは旧出雲市では消問研の活動がもともと弱く、その原因はどうやら婦人会がないことからきているそうです。どの消問研でも高齢化していて後継者不足に悩んでいるとのことをお話を聞きました。

今日、18時30分から中央大学の消費者法専門家である宮下先生にお越しいただき、島根大学で研究会をします。事前に宮下先生とお話ししていました。彼は中央大学ですが家は静岡なのです。消費者問題ネットワーク静岡に関わり、適格消費者団体の設立を目指して頑張っておられ、静岡でも消費者団体をどのように活性化させるのかが大きな課題ということでした。

島根県での消費者団体をどう活性化させ、ネットワーク化をどう進めていくか第一歩が始まったということですね。

## 委員

消問研に長く関わってこられた方の経験や、ボランティアとしてやってこられた方がいらっしゃるの  
で活動が続いていると思います。私たちのように働いている世代や、学生のように若い世代、本来はそのあたりの方ががんばらないといけません、参加する時間、意欲等条件が整っていないのではと思います。

既存のシステム活用も大事ですが、発想を変えて、企業の方を巻き込んで資金提供をしていた  
だとか、ボランティアではやっていけない若い人たちをどのように組み込むのか。私は企業  
の力は大きいと感じます。

どこかの団体に寄付するといっただけではなくウィンウィンのものであれば、既存の組織をまと  
めるだけでなく、新しいお手伝いや協賛していただけるような企業を探したり広げたりして  
いくことで、若い人も一度参加したらスタンプが一つもらえて10回ではお店で何か  
がもらえるなど、そのくらいの柔軟な発想をしていかないと若年層には広まらない  
のではないのでしょうか。入りやすいきっかけがあればと思います。

## 委員

消問研の出発時点では婦人会長が会長でした。宍道町は力が強く、婦人会の消問研に他  
団体の人が入りにくいというので、婦人会活動をあまりしていない私のもとに会長  
さんが来ました。よそではやっているのに宍道町だけが違うことがおかしい  
ということです。私は婦人会に関与していませんのでできたかもしれません。

## 会長

2月1日の交流会で、婦人会から老人会にシフトしてはどうかという意見も出ました。企業との関係については阿南さんの講演でもありました。消費者団体というと消費者市民社会を目指してということに関連しますが、消費者と企業が敵対している。消費者が企業に物申すといった関係だけど、それは違う。消費者と企業が対等で、手を取り合い、消費者市民社会の実現を目指すという構図が理想だとおっしゃっていました。発想の転換です。

## 委員

消費者の活動といっても、勉強したものを自分が家で実行する、誰かにアドバイスすることなので気持ちがあれば誰でもできると思うのです。

海岸に流れ着いたごみ集めも消問研で仕事したこともありました。そのような時は他団体に手伝っていただきました。力仕事だからとか時間がないので出られないということは言い訳だと思います。

## 会長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題、第4期島根県消費者基本計画の進捗状況についてです。

### (3) 第4期島根県消費者基本計画の進捗状況について

#### (4) その他

##### 城市

それでは、議題3の第4期島根県消費者基本計画の進捗状況と併せて議題4のその他について、私の方から簡単に説明して、質問等をお受けする形にしたいと思います。

資料3の消費者基本計画の進捗状況ですが、この基本計画は全体指標と個別指標に分け、それぞれ各項目に目標値を設定しています。

平成30年の1月末時点での実績の数字を挙げています。資料のオレンジ色の項目は目標値を達成したものです。

資料4ですが、平成29年の特殊詐欺の被害状況です。

平成29年の特殊詐欺の被害件数は42件、被害金額は約1億342万円で、ピーク時の平成27年と比較すると件数にして6割、金額にして約35%まで減少しています。

しかしながら1億円を超える被害が出ている状況です。65歳以上の高齢者が約54.8%いらっしゃるということから、今後の大きな課題になっています。

資料5、電子メールによる消費生活相談の受付状況です。

昨年1月から電子メールでの相談の受付をしていますが、昨年12月末時点で受付件数は50件。最も多い年代は40代の現役世代で、日中に相談がしにくい世代の方々から御相談があったことが特徴的です。

## 会長

御質問、御意見等ございましたらお願いします。

## 委員

計画期間の実績値について、計画の段階でも私は発言しましたが、当然消費者事故、被害等の未然防止はしなければなりません。注意情報の提供回数が、目標が15回以上です。本来であれば減らす方向へもっていかなければなりません。効果測定をするうえで数値化は必要です。未然防止できた件数といったとらえ方をしていかなければならないのではないのでしょうか。注意情報の提供回数が28年度は4回、29年度は13回で、達成率は20%から80%台まで伸びたと、このようなとらえ方でよいのでしょうか。4か年計画として謳っており、今ここで変えることにはならないのでしょうか、今後次期計画の中での効果測定には検討の必要があると感じました。

それから県消費者センターの充実と市町村の相談体制の充実についても、次期計画の中で議論していただきたいです。県の出先と市町村の相談窓口がより連携を取れるように、体制の見直し等も含め、できないのかという気がします。

## 会長

事務局から何かコメントがありますか。

## 石井

消費とくらしの安全室の石井です。県では消費者安全法により消費者センターの設置が義務付けられています。市町村は義務付けられてはいません。現在8市のうち6市で消費生活センターが設置されています。

19市町村の全てに消費生活相談窓口は設けています。相談では常に連携を取り研修を行うなどしております。何か連携不足と思われるような状況はありますか。

## 委員

実態をとらえて言ったものではありません。市町村の窓口には相談員が一人などどのような配置なのかは分かりませんが、県のセンターと人的な交流などといったことにはならないのかということです。

## 石井

そのようなことはありません。ただ、消費生活相談員は現在国家資格となっており、資格を取っていただけるような研修を島根県でも、29年度では2か所で実施するなど質の向上という意味ではそういう研修をしているという状況です。

## 会長

よろしいでしょうか。

全体を通して御意見、御質問があれば、お願いします。

よろしいですか。

**会長**

みなさん、ありがとうございました。以上で審議会を閉会いたします。事務局にお返します。

**3 閉会**

**城市**

以上で審議会を終了とさせていただきます。